

【ライトプラン(2ヶ月半額)特約】

1. 契約成立日

ライトプラン(2ヶ月半額)の契約成立日は、以下のとおりとします。

(1)新規契約の場合

アカウント発行の通知がされた日

(2)旧加盟プランからの移行又は販促プランの変更の場合

申込日又は変更日の翌月1日

2. 契約期間

契約は契約成立日から有効とし、ライトプラン(2ヶ月半額)の料金発生日より1年間とします。但し、契約期間満了日の1か月前までに、一方当事者から他方当事者に対して本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、同一条件にて1年間自動的に更新され、以降も同様とします。なお、各種サービスの利用条件において契約期間の定めがある場合であってもライトプラン(2ヶ月半額)の契約期間に準じるものとします。

3. ライトプラン(2ヶ月半額)の料金

- ・契約当初2ヶ月間は月額5,000円(税別)となります。
- ・3か月目より通常のライトプランの料金(月額10,000円税別)となります。
- ・ライトプラン(2ヶ月半額)に付帯する各種サービスの料金はライトプラン(2ヶ月半額)の料金に含まれており、付帯するサービス毎の料金は発生しません。

4. ライトプラン(2ヶ月半額)の料金発生日

(1)新規契約の場合

アカウント発行の通知がされた日の1か月後の応当日

(2)旧加盟プランからの移行又は販促プランの変更の場合

申込日又は変更日の翌月1日

5. 違約金

- ・ライトプラン(2ヶ月半額)の最低利用期間は、料金発生日より6か月間とします。
- ・料金発生日から起算して6か月以内にライトプラン(2ヶ月半額)の解約又はスタートプランへのプランダウンを行った場合は、別表に定める基準額から控除額を差し引いた金額(違約金)をお支払いいただきます。以下に該当する場合、違約金は発生しません。
- ・ライトプラン(2ヶ月半額)からベーシックプランに変更する場合
- ・ライトプラン(2ヶ月半額)からベーシックプランに変更後、ライトプラン(2ヶ月半額)の料金発生日から通算で6か月を超えたのちに解約する場合

なお、ライトプラン(2ヶ月半額)に付帯する各種サービスの利用条件において違約金条項の定めがある場合であっても当該違約金条項は適用されず、本特約にて定める違約金が発生します。

【別表】

基準額	控除額
60,000 円(税別) ※通常のライトプランの 6 ヶ月分の本サービス料	利用者が本サービスを利用した期間に相当する本サービス料 ※ただし、契約当初 2 ヶ月間の本サービス料は月額 10,000 円(税別)で計算します。

以上

制定日 2022 年 9 月 6 日